

日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地利活用に係る検討業務
公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地について、未来に希望を持てる利活用を実現し、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、広島県が提供する土地等の基礎情報を元に、対象地の特長と課題を明らかにするとともに、今後成長が見込まれる産業やニーズ等について調査を行い、日本製鉄株式会社に提案・協議するための具体的な跡地利活用策の案を得ることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地利活用に係る業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年12月13日（金）まで

(4) 事業予算上限額

20,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年3月11日（月） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和6年3月15日（金） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年3月19日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県商工労働局県内投資促進課

② 提案書提出期限

令和6年3月25日（月） 午後5時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 広島県商工労働局県内投資促進課

② 実施日 令和6年3月27日（水）

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 会社概要及び跡地開発に係る同種の検討業務に関する実績表

(イ) 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの。ただし、広島県に納税義務を要しない場合は、不要）

(ウ) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

(エ) 電子データの保存等に関する申出書

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
 - ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局県内投資促進課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和6年4月1日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和6年4月2日（火）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約の締結
公募型プロポーザル実施により決定した最優秀提案者と、提出された提案書を参考に協議を行い、

協議が整った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更することがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の評価者を得た者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

(6) その他

契約に際しては、次に掲げる書類の提出を求める場合がある。

①印鑑証明書

②登記事項証明書

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）
- 会社概要及び同種の跡地開発に係る検討業務に関する実績表（様式 2）
- 仕様書等に対する質問書の様式（様式 3）
- 仕様書
- 提案書作成要領
- 評価基準
- 契約書（案）
- 電子データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県商工労働局県内投資促進課

担当 一柳（いちりゅう）

電話 082-223-5151（ダイヤルイン）